

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和7年1月16日(木)

【照会先】

鳥羽市消防本部 消防総務室

担当：武中・野村

Tel 0599-25-2072

救急搬送経路誤りによる医療機関への到着遅延について

〈概要〉

令和7年1月14日(火)救急出動事案において、医療機関への救急搬送経路を誤り、到着時間が通常より約4分の遅延が生じた。

〈詳細〉

鳥羽市内の救急出動事案において、医療機関への搬送途中に搬送経路を誤ったため、医療機関への到着時間が通常より約4分の遅延が生じました。

なお、搬送を行った傷病者につきましては、救急現場において、すでに心肺停止状態であり必要な処置を病院到着まで行いましたが、状態の回復には至りませんでした。

〈医療機関医師の見解〉

搬送先医療機関の医師からは「医療機関への到着遅延と死亡との因果関係はない」との見解を得ています。

〈傷病者ご家族への説明〉

医療機関への到着が遅れたことについては、傷病者のご家族へ説明し、謝罪いたしました。

〈再発防止について〉

搬送先の医療機関を救急隊全員で確実に共有し、心肺停止状態など助手席で隊員が補助できない場合には、車載カーナビゲーションの目的地設定や、搬送医療機関の分岐点となる経路などの確認呼称(隊長への呼びかけ)を心がけるなど経路誤りが起きないように再発防止に努めます。

〈消防長(勢力敬次)コメント〉

医療機関への救急搬送において、経路の誤りによる遅延はあってはならない事と真摯に受け止めるとともに、今後このような事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。